

継続企業の前提に関する注記の記載及び解消に関する研究

—株式会社アルデプロの場合—

高市幸男

1. はじめに

株式会社アルデプロは、2012. 7 期にG C注記を記載し、2013. 7 期には解消している。本研究はG C注記の記載理由と解消理由を確認する事で、記載理由が真に改善され、消滅しているのかを検証し、G C注記記載における問題点を提起、その対応を提案するものである。

2. 会社概要 (2017. 7. 31 現在)

- 社名 株式会社アルデプロ
- 本社 東京都新宿区新宿 3-1-24 京王新宿三丁目ビル 2 F (借室)
- 資本金 550 百万円
- 設立 1988 年 3 月 (創業 同年同月) ※業歴 29 年 (本業業歴 16 年)
- 事業 不動産再活事業 (社宅・マンション・ビルの再生)、不動産賃貸業
- 代表者 椎塚裕一 (2016. 3 就任) (持株 -)
- 従業員数 18 名 (平均年齢 39. 7 歳、平均勤続年数 4. 6 年、平均年収 6, 743 千円)
- 筆頭株主 秋元竜弥 1, 399 千個 (49. 24%)
- 支店 大阪支店 (借室)
- 連結子会社 合同会社 Formula (匿名会社)
- 非連結子会社 東京房屋仲介股份有限公司、株式会社スリーエー、南青山キャピタル匿名組合
合同会社六本木マネジメント
- 上場 東証 2 部 (2014. 2~) ※2004. 3~マザーズ
- 監査法人 霞友有限責任監査法人 (2016. 10~)
- 取引銀行 新銀行東京、大阪商工信用金庫、SBJ 銀行、あすか信用組合、近畿産業信用組合、東京都民銀行、大同信用組合 (2018. 8)
- 沿革 1988. 3 (株) 白川エンタープライズ 設立 (内装工事業)
- 1991. 2 建物管理業を開始
- 1994. 1 興栄マネジメント (株) に商号変更
- 1999. 4 宅地建物取引業 免許取得 不動産賃貸管理業開始
- 2000. 9 プラネットサポート (株) に商号変更
- 2001. 12 中古マンション販売事業開始**
- 2002. 1 (株) アルデプロ (現商号) に商号変更
- 2004. 3 東証マザーズに上場 監査: アスカ監査法人
- . 4 宅地建物取引業免許取り消し、営業停止
※秋元竜也代表の道路交通法違反による実刑判決が原因
- . 9 宅地建物取引業 免許再取得 (大臣)
プラネットサポートの全株式を取得し、子会社とする。
※当社の前商号と同一社名の企業が存在していた。?
- 2009. 6 粉飾が発覚。過去の決算について、修正の可能性がある事象を認める。
- . 7 明誠有限責任監査法人に変更
- . 11 過年度決算 (2006. 1 中間期~2009. 4 第 3 四半期) を訂正する。
課徴金 2 億 8155 万円が課せられる。
- 2010. 3 事業再生 ADR 申請

. 6 事業再生ADR手続き成立。

2012. 7 GC注記を付記

2013. 7 事業再生ADR終結

2014. 12 東証2部上場

2016. 10 霞友有限責任監査法人に変更

※2018. 7. 20 持ち株会社移行を決定。(株)アルデプロ分割準備会社 資本金1,000万円を設立した。

業績 (単位：百万円)

決算期	売上	純利益	総資産	純資産	資本金	販売用 不動産	借入金	社債	従業員数
1999.7	52	-4	123	1	10	0	4	0	4
2000.7	73	1	136	2	10	0	0	0	8
2001.7	75	0	140	2	10	0	0	0	7
2002.7	3,148	115	1,325	407	300	1,234	628	0	24
2003.7	4,541	250	3,146	662	303	2,395	1,097	0	36
2004.7	7,775	558	3,633	1,943	609	1,786	1,041	100	44
2005.7	13,389	1,068	9,728	4,026	1,179	6,222	4,531	100	96
2006.7	41,385	3,801	32,501	10,875	2,931	19,597	16,682	450	145
2007.7	75,745	6,746	47,016	15,734	2,938	29,036	23,905	450	200
2008.7	44,139	-26,066	71,683	5,937	12,944	59,527	48,827	10,453	105
2009.7	12,742	-25,550	32,694	-19,609	12,944	25,751	32,824	10,452	35
2010.7	6,972	-8,708	15,234	57	300	13,407	12,401	0	19
2011.7	4,217	70	11,233	130	300	10,341	9,598	0	13
2012.7	3,240	-4,469	3,160	-4,342	300	2,703	6,476	0	12
2013.7	3,153	3,400	803	258	700	16	69	0	5
2014.7	10,258	1,635	3,910	2,790	550	1,169	866	0	11
2015.7	11,424	1,839	15,878	4,377	550	9,926	6,860	4,000	15
2016.7	27,470	3,105	19,371	4,810	550	11,920	9,335	3,700	19
2017.7	7,733	1,001	23,343	5,202	550	14,444	11,083	6,300	18

3. GC注記の記載

2012. 7 期のGC注記は次の通りである。尚、GC注記の記載は同期の1期のみである。

当社は、当事業年度において、売上高32億40百万円（前期比23.2%減）、営業損失51億32百万円、経常損失51億76百万円を計上し、**5期連続で営業損失、経常損失**を計上しました。また前事業年度は69百万円の当期純利益を計上しましたが、当事業年度は**44億69百万円の当期純損失**を計上し、**43億42百万円の債務超過**に陥りました。さらに、事業再生ADR手続の中で全金融機関との間で合意した**債務弁済計画案の一部について変更を余儀なくされている**状況にあります。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しております。当該状況を解消すべく当社は次の施策を実施しております。

- ① 金融機関に対しては、引き続き**既存の販売用不動産の売却**等について協議を進め、継続して支援を受ける予定であります。また、既存の販売用不動産の処分が目途が立ち次第、人員を拡充し新規物件の仕入、販売にエネルギーを注力する方針であります。
- ② 金融機関に対して平成24年7月末に弁済予定であった債務について、支払時期の繰延べを要請しております。
- ③ 平成24年7月に実施した希望退職者の募集により当社の従業員数は平成24年9月14日現在5名となっており、これによる固定費削減効果は年間30百万円を見込んでおります。その他の販売費および一般管理費についても事務所賃貸面積の縮小などにより一層の削減を進めてまいります。
- ④ 事業再生ADR手続の事業再生計画において、対象となる担保付不動産の売却に伴い追加で無担保債権が発生した場合、対象となる**金融機関には債務の株式化**（以下、「DES」といいます。）、もしくは**サービサーへの債権譲渡**に応じていただくこととなっております。DESを行う場合には、臨時株主総会または定時株主総会の決議を得ることとなっております。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、現時点では**継続企業の前提に関する重要な不確実性**が認められます。なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において売上高 32 億 40 百万円（前期比 23.2%減）、営業損失 51 億 32 百万円、経常損失 51 億 76 百万円を計上し、5 期連続で営業損失及び経常損失を計上している。また、当事業年度において 44 億 69 百万円の当期純損失を計上し、43 億 42 百万円の債務超過となっている。さらに、事業再生ADR手続の中で全金融機関との間で合意した債務弁済計画案の一部について変更を余議なくされている。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

明誠監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 市原 豊 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 武田 剛 ㊞

G C注記の記載内容（記載基準）について、画一的な規定はないが 2009. 4 日本公認会計士協会が発表した内容は次の通りである。

G C注記の記載理由

①財務指標関係

- ・ 売上高の著しい減少 ・ **継続的な営業損失の発生**又は営業キャッシュ・フローのマイナス ・ **重要な営業損失、**
- ・ **経常損失又は当期純損失の計上** ・ **重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上** ・ **債務超過**

②財務活動関係

- ・ 営業債務の返済の困難性 ・ **借入金の返済条項の不履行又は履行の困難性** ・ 社債等の償還の困難性
- ・ 新たな資金調達上の困難性 ・ **債務免除の要請** ・ **売却を予定している重要な資産の処分上の困難性**
- ・ 配当優先株式に対する配当の遅延又は中止

③営業活動関係

- ・ 主要な仕入先からの与信又は取引継続の拒絶 ・ 重要な市場又は得意先の喪失 ・ **事業活動に不可欠な重要な権利の失効**
- ・ 事業活動に不可欠な人材の流出 ・ 事業活動に不可欠な重要な資産の毀損、喪失又は処分
- ・ **法令に基づく重要な事業の制約**

④その他

- ・ **巨額な損害賠償金の負担の可能性** ・ **ブランド・イメージの著しい悪化**

2009年4月21日

日本公認会計士協会

当社公表の「G C注記の内容」と日本公認会計士協会の「G C注記の記載理由」を検討の上、2012年7月期の記載内容の適正を確認すると共に、他の決算期に記載される事象がないのかを検証する。

(1) 2004. 7 期（記載なし）

2004. 4 代表取締役社長秋元竜弥氏の道路交通法違反による実刑判決によって、宅地建物取引業免許取り消し、営業停止処分を受けている。不動産会社にあつて宅地建物取引業免許の取り消しは、あつてはならないものであり、「**事業活動に不可欠な重要な権利の失効**」「**法令に基づく重要な事業の制約**」「**ブランド・イメージの著しい悪化**」など、G C注記に合致するものである。ただし、営業停止期間は短期であり、同期の業績は順調で、財務内容にも問題ないことから、G C注記に至るほどのダメージではないと判断され、不掲載が可と判断される。

(2) 2008. 7 期（記載なし）

2008. 7 期は、粉飾された決算に於いて当期純損失（10, 413 百万円）を計上しており、「**重要な当期純損失の計**

上」に該当する。また、粉飾訂正後に於いては、営業損失（5,637 百万円）、経常損失（7,695 百万円）、当期純損失（26,066 百万円）（当社最大額）を計上しており、「**重要な当期純損失の計上**」に該当する。

また、営業キャッシュフロー（連結）はマイナス 55,039 百万円を計上、しかも 4 期連続にあり、「**重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上**」にも該当する。よって同期は G C 注記が記載されるべきである。

（3）2009.7 期（記載なし）

2009.7 期は、当社にとって最大の経常損失（18,494 百万円）、2 番目の当期純損失（25,551 百万円）を計上し、当社にとって最大の債務超過（19,609 百万円）になっている。これは、「**継続的な営業損失の発生**」「**重要な営業損失、経常損失又は当期純損失の計上**」「**債務超過**」に該当し、本来 G C 注記が付されるべきである。

更に、同期は粉飾決算が発覚している。粉飾額（過大計上）は、売上 2007 年 770 百万円、2008 年 16,660 百万円で合計 17,430 百万円、純利益 2007 年 1,801 百万円、2008 年 15,712 百万円、合計 17,513 百万円に及び、悪質な経営ぶり、会計基準や法令を無視した決算処理から、「**ブランド・イメージの著しい悪化**」が明らかである。

また「**巨額な損害賠償金の負担の可能性**」（2009 年 11 月には 282 百万円の課徴金を課せられている）もあり、明らかに同期は G C 注記が付記されてしかるべきものである。

（4）2010.7 期（記載なし）

2010.7 期は、売上総損失（6,556 百万円）、営業損失（7,564 百万円）、経常損失（9,247 百万円）を計上、債務免除が 1,794 百万円ありながら、純損失（8,708 百万円）に至っており、「**継続的な営業損失の発生**」「**重要な営業損失、経常損失又は当期純損失の計上**」に該当し、G C 注記が付されるべきである。

また、同期には、事業再生 ADR を申請・成立している。事業再生 ADR は倒産扱いとはならないが、「債務の弁済が困難な状態にある企業が、事業を再生するために利用する制度である」ことから、当社は実質倒産状態にあったことが明白である。G C 注記理由の「**借入金の返済条項の不履行又は履行の困難性**」「**新たな資金調達の困難性**」「**債務免除の要請**」「**売却を予定している重要な資産の処分の困難性**」に合致することが明確である。

（5）2011.7 期（記載なし）

2011.7 期は、当期純利益（70 百万円）を計上しているが、営業損失（497 百万円）、経常損失（538 百万円）を計上、本来当期純損失になるものが、債務免除益（536 百万円）によって僅かながら黒字になったもので、「**継続的な営業損失の発生**」「**重要な営業損失、経常損失の計上**」が明らかであり、G C 注記が付されるべきと考えられる。

（6）2012.7 期（記載あり）

2012.7 期は、有価証券報告書に記載されている通り、「**継続的な営業損失の発生**」「**重要な営業損失、経常損失又は当期純損失の計上**」「**債務超過**」「**借入金の返済条項の不履行又は履行の困難性**」「**債務免除の要請**」「**売却を予定している重要な資産の処分の困難性**」に該当し、G C 注記の記載が妥当である。

4. G C 注記記載の解消

当社は、平成 25 年 7 月期（2013.7 期）において、営業損失 4 億 94 百万円、経常損失 5 億 32 百万円、当期純利益 34 億円を計上し、**6 期連続で営業損失、経常損失を計上いたしました**。これらの状況により、**継続企業の前提に関する重要な事象等が存在しております**。

当社は、平成 24 年 7 月期には純資産の額が△43 億 42 百万円と債務超過の状態でありましたが、平成 25 年 7 月 30 日開催の臨時株主総会において**第三者割当による新株式発行**についての議案が承認され、平成 25 年 7 月 31 日に払込みが完了いたしました。これにより平成 25 年 7 月期末において、純資産の額が 2 億 57 百万円となり、**債務超過を解消**いたしました。

今後は、中古マンションを中心とする中古不動産再活事業へ注力して、平成 26 年 7 月期は売上高 15 億 41 百万円、営業利益 2 億 21 百万円、経常利益 2 億 18 百万円、当期純利益 2 億 17 百万円と**営業利益、経常利益の黒字転換を見込んで**おります。以上により、当社は、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、当該注記の記載を解消いたしました。

2013.7期はG C注記の記載を解消している。その理由は、**第三者割当による増資**（1,200百万円）で、純資産（258百万円）を計上し、債務超過から脱却したことと、**今後は営業利益と経常利益の黒字が見込める**ため、としている。

しかし、売上総損失（43百万円）、営業損失（495百万円）、経常損失（532百万円）を計上。債務免除益（3,935百万円）によって、辛うじて純利益（3,400百万円）を計上したにすぎず、業績が回復したものではない。よって「**継続的な営業損失の発生**」「**債務免除の要請**」に該当し、本来G C注記が付与されるべきである。これは当社も冒頭認めているところである。

G C注記の解消理由である債務超過の解消と今後の黒字見込みについて、前者は資本政策によるもので、業績の回復や営業政策など経営上の改善はなく、後者に至っては単なる見込みであって、今までの実績・経緯からしても信頼性に乏しく、信ぴょう性は低いものと見られる。

平成 25 年 7 月 30 日 (2013.7.30) 第三者割当増資決定		2013.7.31 振り込み実施
(1) 発行新株式数	普通株式 8,955,224 株	
(2) 発行価額	1 株につき 134 円	
(3) 発行価額の総額	1,200,000,016 円	
発行価額の総額のうち、449,999,872 円は金銭以外の財産の現物出資による方法によるため、金銭の払込みはなされません。		
(4) 資本組み入れ額の総額	600,000,008 円	
(5) 割当先および割当株式数	秋元竜弥 8,955,224 株	

5. 疑問点

当社の経営内容・姿勢には次のような不可解、疑問点がある。

(1) 債務免除

事業再生のキーとなるのは債務免除である。債務免除益の計上時期及び金額は次の通りである。

決算期	債務免除額（百万円）	事件
2008.7期	1,335	粉飾決算を修正
2009.7期		粉飾決算が発覚
2010.7期	1,794	2010.6事業再生 A D R 成立
2011.7期	537	
2012.7期	705	2012.7 G C 注記記載
2013.7期	3,935	2013.7事業再生 A D R 終結
合計	8,306	

以上の通り、債務免除益の総額は 83 億 6 百万円に及ぶ。事業再生 ADR が成立していない 2008.7 期にも 13 億 35 百万円の債務免除が行われている。債務免除が多い決算期には G C 注記がなく、比較的少ない決算期に G C 注記があるのが不可解である。

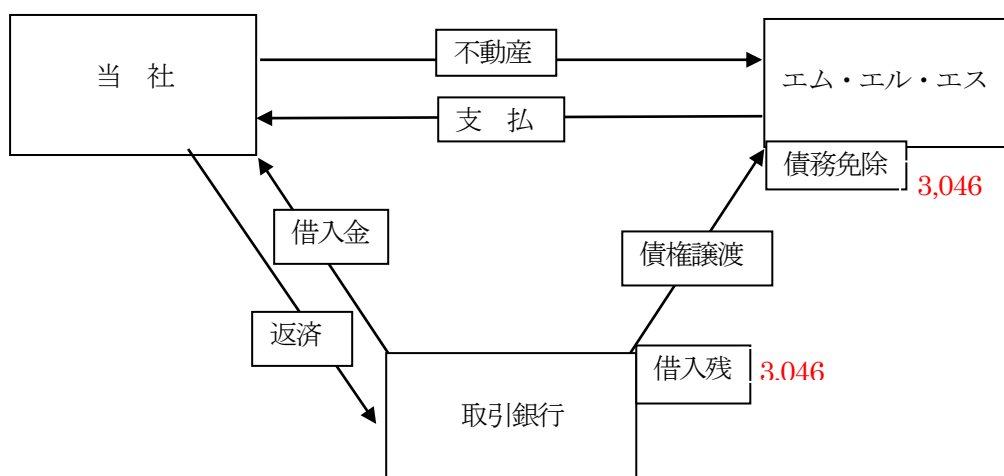
2013.7 期の主な債務免除は次の通りである。

事象の発生日	相手先	内容	債務免除額（百万円）	決算処理期
2013年4月30日	エムエルエス	債権譲渡、債務免除	3,046	2013.7期
2012年8月30日	エムエルエス	債権譲渡、債務免除	23	2013.7期
2012年9月26日	エムエルエス	債権譲渡、債務免除	36	2013.7期
2012年11月16日	エムエルエス	債権譲渡、債務免除	22	2013.7期
2012年12月26日	エムエルエス	債権譲渡、債務免除	278	2013.7期
2013年3月26日	エムエルエス	債権譲渡、債務免除	295	2013.7期
2013年7月11日	NTTコミュニケーション	裁判により和解	13	2013.7期
2013年5月30日	エムエルエス	債権譲渡、債務免除	25	2013.7期
		その他	197	
		合計	3,935	

2013. 4. 30 エム・エル・エスの債務免除 3,046 百万円に関する臨時報告書は次の通りである。同社の債務免除に関する臨時報告書は多数あるが、金額と当該事象の発生年月を除くと、掲載内容は殆ど同一である。

(1) 当該事象の発生年月日 平成 25 年 4 月 30 日 (2013.4.30)
(2) 当該事象の内容
① 相手先 株式会社エム・エル・エス (東京都渋谷区道玄坂二丁目 16 番 4 号)
② 免除を受ける債務の内容
当社は過去に販売用不動産を売却しましたが、その際に金融機関に対して返済できなかった借入金の残金の取扱いにつきまして、対象となる金融機関と交渉してまいりました。そしてこのたび、1 金融機関が有する当社に対する債権を上記相手先へ譲渡したことに伴い、当社は譲受債権者となった上記相手先と交渉し、当社に対する債権 30 億 46 百万円を免除していただくこととなりました。
(3) 当該事象の損益に与える影響額
平成 25 年 7 月期 (2013.7 期) において、債務免除益 30 億 46 百万円を特別利益に計上する予定です。

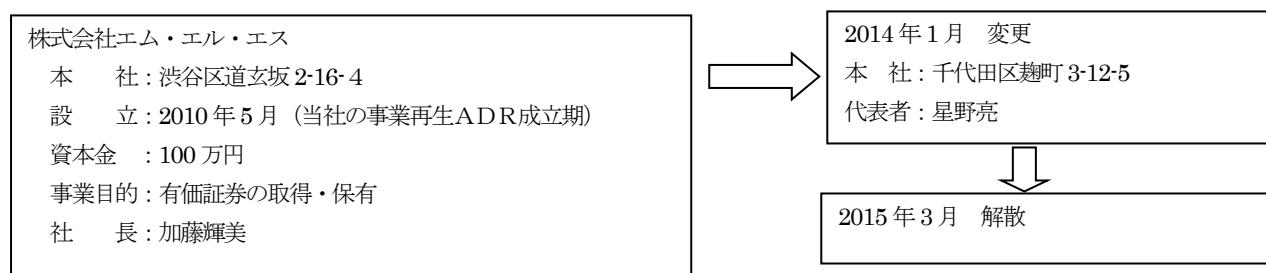
取引銀行は返済されていない借入金について、当社に対して債権を有する。この債権をエム・エル・エスに譲渡することによって、当社の銀行に対する債務（借入金）は消滅したことになる。さらに債権譲渡されたエム・エル・エスは、元来債権を回収できる立場（原因・合理性がない）にないため、全額を債務免除することになる。よって、当社の債務は完全に消滅したことになる。



事業再生ADRは、金融債務を免除することによって事業を再生するもので、一般債務には手を付けず、債権

譲渡に於いては有償・無償を問わないとされる。しかし、銀行の債権を譲渡するのに、銀行の債権者でもない一般企業に債権譲渡することが正当な取引であるか？ 疑問が持たれる。

エム・エル・エスが登場するのは、借入残が残った原因は商品不動産を格安で販売したことにあり、その時の販売先を利用したとされる。つまり、エム・エル・エスは格安で不動産を購入し、当社は不良在庫（不動産）がさばけた上に、値引きによって残った借入金も免除され、一挙両得した結果になる。更に銀行は「不良債権の償却」という不名誉な処理ではなく、あくまでも債権譲渡という正当な取引を装うことができ、3者が丸く収まったように見える。しかし、根本的には、当社が原価割れするような価格で販売しなければならない事情または必要性があったのか、疑問が残る。



エム・エル・エスは2011.7.28、当社の議決権2,482千個（17.22%）を有し、筆頭株主になっている。また、社長の加藤輝美氏は2010.7.31時点で当社の議決権2,604千個（19.342%）を有する筆頭株主になっている。つまり、エム・エル・エスは当社の親会社であり、その社長も当社の大株主という、利害関係が一致する極めて濃い関係であって、単なる取引先ではない。

更に、同社は2014.1本社移転、代表者変更を行い、更に2015.3解散していることから、本取引だけを目的に作られた会社であるのが明白である。

少なくとも銀行の借入金を免除するための取引にあって、その取引先は公明正大、不正があってはならないと思われるが、当社と利害を同じくする身内会社を債権譲渡先としている。つまり債務者に債権を譲渡することで、債務を消滅させ、商品不動産はそのまま当社に残るという取引を行ったことになる。

加藤輝美氏は、エム・エル・エスだけでなく、株式会社メイプルリビングサービスの代表を兼務している。

社名	株式会社メイプルリビングサービス
本社	渋谷区道玄坂2-16-4（エム・エル・エスと同じ）
資本金	3,000万円
設立	1993年3月
代表者	加藤輝美（エム・エル・エスの代表を兼務）
株主	加藤輝美100%
事業内容	建物の清掃業務、メンテナンス
従業員数	正社員93名、契約・パート350名（2017年3月現在）
業績	売上602百万円 当期純利益0百万円

当社は、2007.6、子会社のアルデプロプロパティマネジメントを利用して、メイプルリビングサービスの株式を40%（当時の資本金は1,000万円）取得し、持分法適用会社化している。株式取得の理由は、当社のAPM事業（建物の賃貸、管理、サブリース、リフォーム、リーシング）を展開する上で、事業規模の拡大、全国展開には資本提携や業務提携できる企業が必要であり、同社の業務内容、管理戸数、実績から、当社にとってメリットがあると判断された。とのことである。

しかし、2008.2には株式を譲渡し、持分法適用会社から除外している。当社は、次表の通り株式取得による子会社化、株式譲渡による子会社からの除外を極めて短期に、大量の企業に対して行っており、この行動も不可解

であるが、メイプルリビングサービスも僅か8か月間傘下に置いただけで、その目的及び意味、成果は不明である。少なくとも2007.7.4の臨時報告書に掲載された「株式取得の理由」は全く無意味だったものと言える。

以上から、当社の大株主で、経営する会社を持分法適用会社にするほど、昵懇の関係にある加藤輝美氏に、借入金の消滅、商品不動産の流出防止を目的として、その受け皿となる会社「エム・エル・エス」を設立させたものと見られる。

(2) 子会社の取得、譲渡

当社が取得・譲渡した子会社は次表の通りである。

子会社の取得、譲渡	
<ul style="list-style-type: none"> ・ディベックスマネジメント（不動産管理） 取得？、H19.9 譲渡 ・プロスパー建物管理（**） H10.3 取得、H14.2 譲渡 ・プラネットサポート（不動産業） H16.9 取得、H17.11 譲渡（ジャパンリアリティスーパービジョンに吸収） ・ジャパンリアリティスーパービジョン（ビルメンテ） H17.7 取得、H18.7 譲渡 (アルデプロプロパティマネジメントに譲渡) ・アルデプロアセットマネジメント（不動産コンサル） H17.10 取得、H18.7 譲渡（プラチナアドバイザーズに譲渡） ・尾高電工（**） H18.3 取得、H20.2 譲渡 ・アルデプロプロパティマネジメント（不動産管理業） H18.3 取得、H20.5 譲渡（サンフィールに譲渡） ※サンフィール：H18.3 設立 資本金1億円 代表秋元竜也 従業員48名 不動産賃貸管理業 ・オーパス（建築資材販売） H19.3 取得、H20.12 譲渡 ・サワケンホーム（建設） H19.3 取得、H20.12 譲渡 ・ART都市開発（建築設計） H19.3 取得、H19.11 譲渡 ・勤住ライフ（不動産） H19.4 取得、H19.7 譲渡 ・日本インベスターズサービス（広告・出版） H19.4 取得、H20.7 譲渡 ・マッチングナビ（建築工事） H19.6 取得、H20.5 譲渡 ・メイプルリビングサービス（建物管理保守） H19.6 取得、H20.2 譲渡 ・アルデプロ住宅販売（不動産） H20.10 取得、H23.4 譲渡 ・S&S s t a d a r d H26.2 取得、H27.11 譲渡 ・奨建設 H26.5 取得、H27.10 譲渡 ・F I P投資顧問 H27.4 取得、H28.1 譲渡 ・関西エレベータ H27.9 取得、H28.9 譲渡 	
<ul style="list-style-type: none"> ・H30.3 ファステップスの子会社である BIT ONE HONGKONG と業務提携し、仮想通貨による不動産販売事業の開始を発表 ・H30.6 甲州マネジメントを子会社化し、200MWの太陽光発電事業を行うと発表。 	
<p>合同会社甲州マネジメント 本 社：日野市大字上田 339-5 設 立：平成 29 年 7 月 資本金：10 万円 株 主：株式会社ドラゴンパワー100% 代表者：七森孝之 事 業：再生可能エネルギー発電、電力供給 H30年3月20日発電設備の権利を取得 ※取得先は守秘義務により非公開</p>	<p>株式会社ドラゴンパワー 本 社：渋谷区円山町 5-4 設 立：平成 19 年 12 月 資本金：300 万円 株 主：秋元竜也 100% 社 長：秋元竜也 事 業：有価証券の保有、運用、売買、管理 業 績：売上 33 百万円 純損失 58 百万円 (H30/3) 財 務：総資産 9,145 負債 9,298 純資産△153</p>

メイプルリビングサービスについては既に述べたが、他の企業についても子会社に行っている期間は殆どが1年前後と極めて短い。中には僅か3か月というものもある。それぞれの取得について臨時報告書等で理由や目的を説

明しているが、その目的を達成するにはあまりにも期間が短かく、当社の真意がどこにあるのか疑問が残る。

(3) 株主・代表取締役社長の推移

筆頭株主の推移を見るに、古くより秋元竜也氏が殆どの株式を保有していたが、事業再生ADR、債権譲渡を実施する2010.7期から2012.7期に加藤照美氏とエム・エル・エスが筆頭株主に登場する。同期は秋元竜也氏が一時的に身を隠したものであり、債権譲渡による借入金の消滅に目途がついた2013.7期には復帰している。

秋元竜也氏のその後の占有比率は、最高73.66%と極めて高い。2017.7期は49.24%で50%を割っているが、これは融資を受けるのに50%超は拙いとの銀行の指摘によるものである。他の大株主は日本証券金融(2.85%)、SBI証券(1.27%)で、その他は全て1%未満であり、秋元竜也氏の独占状態に変わらない。よって、当社は秋元竜也氏の個人所有企業と言って過言ではない。

代表取締役社長の推移をみるに、設立は秋元竜也氏、その後、佐藤献一氏や久保玲士氏に交代したこともあるが、すぐに復帰することを繰り返している。佐藤・久保両氏の代表取締役社長就任期間は1～2年と短く、到底経営手腕を発揮できる期間になく、秋元竜也氏の都合によって社長が交代させられているものと推測される。現社長椎塚裕一氏の議決権は千個以下であり、経営の実権は秋元竜也氏に握られている。

以上の通り、当社は秋元竜也氏の個人企業に等しく、秋元竜也氏の事業意欲、名誉欲、金銭欲を満たすために存在し、結果的に個人の財産を守るために事業再生ADR、債権免除がなされたと言える。

決算期	筆頭株主	持株数(千株) 議決権数(千個)	占有率(%)	代表者	就任年月
1988.7				秋元竜弥	1988.3
1998.7				秋元竜弥	1998.3
2002.7				秋元竜弥	2002.3
2004.7	秋元竜弥	43	72.73	佐藤献一	2004.4
2005.7	秋元竜弥	410	61.83		
2006.7	秋元竜弥	409	59.28	秋元竜弥	2005.8
2007.7	秋元竜弥	1,728	49.99		
2008.7	秋元竜弥	1,728	40.98	久保玲士	2007.10
2009.7	秋元竜弥	1,013	24.03	秋元竜弥	2008.10
2010.7	加藤照美	2,604	19.34	高橋康夫	2009.10
2011.7	エムエルエス	2,482	17.22		
2012.7	エムエルエス	2,517	17.38	久保玲士	2012.7
2013.7	秋元竜弥	13,154	56.05		
2014.7	秋元竜弥	4,020	73.66		
2015.7	秋元竜弥	3,781	69.54	保坂光二	2014.10
2016.7	秋元竜弥	3,781	72.67	椎塚裕一	2016.3
2017.7	秋元竜弥	1,399	49.24		

(4) 粉飾決算、遵法精神

①粉飾の土壌

秋元竜弥氏は、1964年8月25日の生まれ、東京都の出身、1979年狛江第二中学校卒業、1986年12月大葉興発に入社し、不動産業に従事し、斯業経験を得る。1988年8月には興栄トラストを設立し代表に就任している。その後、当社の代表取締役に就任。表面的に代表を退くことがあっても、常時経営の実権を握り続けている。ま

た毎年多数の買収による子会社化・売却を繰り返し、更に個人資産を管理するための会社を複数社持つなど、極めて事業意欲は旺盛である。しかし、交通事故による実刑や粉飾決算の実施では、遵法精神の乏しさが指摘できる。

②粉飾の手口

粉飾の手口は次の通りであるが、売上の計上操作だけでなく架空売上の計上、現金、貸倒引当金、在庫評価、債務免除益、借入先、事業再編費用など、多岐にわたる。つまり会計処理のミスや無知などによる意図しない粉飾ではなく、違法であることを認識しながら、様々な手口を駆使した、極めて悪質な確信犯と言える。

アルデプロの粉飾手口

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ・対象外取引の売上計上 | ・現金受増益の計上、貸倒引当金の未計上 |
| ・貸倒引当金の未計上 | ・売上の計上時期の操作 |
| ・交換取引の売上・利益計上、在庫の過大計上 | ・評価損の計上回避、架空売上の計上 |
| ・債務免除益の未計上、借入先の虚偽報告 | ・事業再編費用の過小計上 |
| ・棚卸商品の評価方法 | ・貸倒引当金の二重計上 |

遵法精神に乏しく法律を犯した企業が、事業再生ADRという法律によって守られ、再生を図っており、法の精神と事業再生事業者の判断に疑問を感じざるを得ない。

(5) 監査法人

本来GC注記が記載されるべきと判断される2008.7期の監査法人は、アスカ監査法人である。事業再生ADRを申請した2010.7期及びGC注記を掲載した2012.7期と本来GC注記が記載されるべきと思われる2009.7～2013.7期の監査法人は、明誠有限責任監査法人である。

本来、監査法人は直接かつ真っ先にクライアントの決算内容を知る立場にあり、かつ、業務柄決算・財務内容の分析・評価に長けている筈である。クライアント企業がGC注記の記載を渋ったとしても、監査法人はその立場から記載をさせなければならない義務がある。よって監査法人の怠慢が指摘される。

会計監査法人

2004.3～2009.7	アスカ監査法人：売上364百万円(29位/124社)、クライアント15社(上場企業) 2018年3か月間の営業停止命令を受けている。
2009.7～2016.10	明誠有限責任監査法人：売上221百万円(51位/124社)、クライアント5社(上場企業) クライアントはピクセルカンパニーズ、プロパスト、RVH、大黒屋、トレイダース 2016年、2018年金融庁から業務改善命令の処分を受ける
2016.10～現在	霞友有限責任監査法人：売上56百万円(108位/124社)、クライアント2社(上場企業) クライアントはレーデンHD(年商639百万円)、アルデプロ

6. 問題と対応

(1) GC注記の記載・解消の判断

当社は、GC注記の記載が明確な状態を露呈しているにも関わらず、記載していない時期が多々ある。またGC注記を記載すべき状態が継続しているにも関わらず、解消している。これは、記載の判断が当該企業に任されていることに問題がある。

①第三者(監査法人)の判断

有価証券報告書にはリスク情報の開示として、「GC注記」と「事業等のリスク」の記載が義務付けられている。「事業等のリスク」は、その企業が潜在的に抱えるリスク、つまりリスクの発生が予想されるシーズを記載して

いる。第三者は、自然災害などの一般的なリスクの発生は予想できても、損害度や、その会社が持つ特有のリスクは予測できない。よって「事業等のリスク」の記載は、当該企業の自主判断に任せざるを得ない。

一方、「GC注記」は大幅赤字や資本欠損など、リスクが顕在化した事象を記載している。よって第三者にも把握できるものが多い（全てではない）ため、当該企業の判断に任せず、第三者が判断すべきである。

GC注記に該当する事項でも解決のための対応策が来ている場合は、「GC注記」に記載せず、「事業等のリスク」に記載することも可とされている。しかし、「解決のための対応策」はその会社の希望的観測や願望もあり、実行の不確実性を考えるなら、これも当該企業の判断に任せず、第三者に委ねるべきである。そして、その第三者とは、真っ先に決算書を見ることができ、業務柄決算・財務内容の分析・評価に長けた監査法人が担当すべきであると思われる。

②システムによる判断

当社を含め多く企業がそうであるように、GC注記が財務内容（財務分析）のみで記載・解消されるものなら、システムの判断することも可能である。例えば、建設業者の「経営規模等評価」は8個の財務比率を用いて1,595点満点で採点し、その結果をネットで公開している。身勝手な解釈が入らない分だけ信頼性は高いと言える。

(2) GC注記の記載・解消基準

日本公認会計士協会が示すGC注記の記載理由によると、「著しい」や「継続的」「重要な」「超過」「困難性」などの抽象的な表現が多々見られる。「売上高の著しい減少」とは、一体いくら（何%）からを言うのか、「継続的な営業損失」とは何年続いた状態をいうのか、また利益と損失を繰り返している場合はどう判断するのか、「重要な営業損失」の重要とは一体いくら（何%）からを言うのか、「超過」「困難性」についても、その基準がはなはだ不明確である。これが各社バラバラの対応を生む原因になっていることが明白である。

①段階評価

GC注記の記載・解消は、Yes・NOの2者択一である。しかしリスクの発生度はYes・NOではなく、確率である。リスク評価は5段階が一般的であるように、GC注記の記載も、リスクの発生度評価として5段階程度に、表記するのが正しいと思われる。

②基準の作成

業種や業態、各企業の特徴があり、単純にその基準を作ることはできない。しかし、一応の目安を作ることは可能であり、その運用に於いて各企業の状態を合理的に判断することにすれば、記載・解消基準の作成は可能と思われる。また、前述のようにシステムの財務内容を評価・採点するのであれば、容易に作成できるものと思われる。

(3) 監査法人のあり方

監査法人も業務・組織を維持・運営しなければならず、クライアントの獲得、売上・利益の確保が必要なのは言うまでもない、このためクライアントの機嫌を損なうことを恐れ、監査業務に付度が入るのもやむを得ないと思われる。つまり、諸悪の根源は監査対象企業から監査法人が収益を得ていることにある。

監査法人が本来の機能・役割を果たすには、監査対象企業と監査法人の金銭的取引を切り離し、利益相反の関係を解消する必要がある。そのためには、監査業務を専業とする組織を設立し、全ての上場企業から監査料を徴収する。監査実施組織は登録されている公認会計士に対して、公平に監査業務を与え、収入を配分すれば、監査対象企業からの圧力を受けることなく、公正な監査が実施できるもの考えられる。

(4) 研究者のあり方

GC注記の記載が個別企業の判断に任せられ、同一企業の決算期間において、また企業間においてもバラバラにある。この野放図な状態を見るに、情報開示の目的及びその価値について疑問を呈せざるを得ない。制度および記載上の基準、運用上の問題もあるが、企業及び経営者の本質的な部分を理解せずして、奇麗ごと、大義名分だけでは解決できない問題が存在する。

GC注記、リスク情報の記載を人に例えるなら、自分の欠点や悪い所を文章で一般に公開する事である。つまり、自分と付き合う人全てに、貧乏である事や、借金がある事、病気を抱えている事、試験の成績が悪かった事、逮捕された事があるなど、欠点や悪いと思われる内容を全て公開する事と言える。よって、人に対して、法的に

開示を義務付けることは到底できるものではない。

一方、会社は法人である事から法律によって果たすべき義務が規定され、特に上場企業には多数の利害関係者がいる事から、G C注記、リスク情報の記載が法的に義務付けられているのである。しかし、如何に規則があろうとも、どのリスクを選び、記載するか、しないかはその企業に任せられている。その企業が抱える最も重大なリスクは、本能的に投資家やライバル企業、取引先、取引銀行などに知られたくないものである。よって、自社の身勝手な解釈と理由・目的によって、G C注記、リスク情報を記載しない企業があっても、何ら不思議はない。

G C注記、リスク開示の研究者及び規則等の作成者は、この本質を無視することなく、本当に効果のある、公正・公平な制度になるような規則を作らなければならない。

以上